

コンピュータ-監視法成立

—通信の秘密への侵害—

民主党政権は「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を3月11日閣議決定、4/1に上程。国民の間には知られることなく6/17に成立させました。

これまで“国連・国際組織犯罪防止条約とサイバー犯罪条約”に対応するためとして出されては3度廃案になったいわゆる「共謀罪法案」のうち“話すだけで罪になる共謀罪”の部分はずして、サイバー犯罪条約の一部を国内法化するための法律です。

主な内容は①コンピュータ-ウイルス作成罪の新設、②通信履歴の保全要請、③強制執行妨害罪の対象の拡充などです。

コンピュータ-ウイルスで何かの害をくわえたとき犯罪が成立するこれまでの刑法体系とは異なり、ウイルス（かどうかの判断はだれがするのか？）作成で3年以下の懲役です。実行行為がなくても犯罪としてしまう共謀罪と同じ仕組みです。大きく日本の刑法体系を逸脱しています。

又、コンピュータ-の通信履歴はこれまで日本国憲法21条2項の通信の秘密（通信の履歴と内容）とされてきましたが、“履歴は秘密の対象でない”として令状もなく60日間、通信履歴を任意に保全要請されることとなります。これでは憲法にうたわれている基本的人権は意味がなくなってしまう。更にコンピュータ-に繋がっていればどこまでも保全できることとなり、これまでの「場所の特定」（令状主義）の刑事訴訟法の原則からも外れてしまいます。

強制執行妨害罪についても“偽計・威力をもちいて執行官の現場での活動を妨害する行為”と対象が拡充され、市民運動・労働争議における抵抗がこれに抵触してしまう危険性が大いにあります。

このような法律が何故上程されたかについて山下幸夫弁護士は「共謀罪制定と通信傍受法の改定が本来の目的であり、この目的のために入口の法案として今回のコンピュータ-監視法案が出されてきた」「共謀罪法案に反対してきた民主党政権が、法案の一部を切り離した形で出してきたのは問題だ」とことの重大性を語っております（4/13院内集会にて）。

今回成立したコンピュータ-監視法は、法そのものが持っている“通信の秘密・個人の尊厳への侵害”といった点からも反対すべきものであると同時に、この法律の最終目標が“話ただけで罪になる共謀罪”を何が何でも造りたいという目的を実現させることである以上、今後はこの法律の廃案を求めていかなければと思われま

す。国際犯罪防止といった大義名分（国民へのごまかし）のもと私たち市民社会への国家権力からの監視体制が一步一步と確実に作られています。

NO!の声を上げましょう!個人の尊厳を尊重する社会を造っていきましょう!

反対! 共謀罪 絶対反対! 共謀罪 絶対反対! 共謀
コンピュータ コンピュータ コンピュータ コンピュータ コンピ
見法 監視法 監視法 監視法 監視法 監視法 監視
反対! 絶対反対! 絶対反対! 絶対反対! 絶対反対! 絶対

